

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

・市場価格のあるものについては、会計年度末における市場価格による。

・市場価格のないものについては、取得原価（又は償却原価法（定額法））による

② 出資金

・市場価格のあるものは、会計年度末における市場価格による。

・市場価格のないものは、出資金額による。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

低価法により計上しています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）

定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 15 年～50 年

工作物 10 年～75 年

物品 5 年～10 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）

定額法によっています。

（ソフトウェアについては、見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内 のリース取引及びリース料総額が 3 0 0 万円以下のリース取引を除く。）は、自己所有の固定資産に適用する減

価償却方法と同一の方法によっています。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② ①以外のリース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（上越市財務規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっています。

ただし、公営企業会計については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

変更はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等から借入債務に対し、補償を行っています。

団体（会計名）	確定債務額	履行すべき額が確定していない損失補償債務等	
		損失補償等引当金	貸借対照表
		計上額	未計上額
新潟県信用保証協会	117,617 千円	▲1,900 千円	119,517 千円

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	－
下水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	－
ガス事業会計	地方公営企業会計	全部連結	－
病院事業会計	地方公営企業会計	全部連結	－
国民健康保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結	－
診療所特別会計	地方公営事業会計	全部連結	－
介護保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結	－
後期高齢者医療特別会計	地方公営事業会計	全部連結	－
工業用水道事業清算特別会計	地方公営事業会計	全部連結	－

連結の方法は次の通りです

地方公営企業会計及び地方公営事業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

記載金額は、原則として千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。